

令和6年度 会則改正における新旧対照表

現 行		改 定 案		備考
第4章 本部役員				
第5条	<p>本会の本部役員は、次の通りとする。</p> <p>会長(1名) 副会長(3名～4名この内1名は教頭)</p> <p>会計(2名) 会計監査(2名) 庶務(若干名)</p>	第5条	<p>本会の本部役員は、次の通りとする。</p> <p>会長(1名) 副会長(3名～4名この内1名～2名は教頭)</p> <p>会計(2名) 会計監査(2名) 庶務(若干名)</p>	(変更)
第7章 おやじの会および臨時委員会				
第29条	<p>おやじの会の会長(1名)、副会長(若干名)は、おやじの会会員の中から互選する。</p>	第29条	<p>おやじの会の会長(1名)、副会長(若干名)、会計(若干名)は、おやじの会会員の中から互選する。</p>	(変更)
第9章 改定				
付則	<p>本会の運営上必要と認められたときは、五役会にはかり内規を設けることができる。この会則は、昭和23年5月26日から実施する。</p> <p>昭和47年4月22日改正 昭和53年3月 3日改正 昭和57年4月24日改正 平成 2年4月28日改正 平成11年4月17日改正 平成12年4月15日改正 平成16年4月17日改正 平成21年4月24日改正 平成29年4月27日改正 令和 4年4月13日改正 令和 5年4月26日改正</p>	付則	<p>本会の運営上必要と認められたときは、五役会にはかり内規を設けることができる。この会則は、昭和23年5月26日から実施する。</p> <p>昭和47年4月22日改正 昭和53年3月 3日改正 昭和57年4月24日改正 平成 2年4月28日改正 平成11年4月17日改正 平成12年4月15日改正 平成16年4月17日改正 平成21年4月24日改正 平成29年4月27日改正 令和 4年4月13日改正 令和 5年4月26日改正 令和 6年4月24日改正</p>	(追加)
船橋市立宮本小学校父母と教師の会 本部役員選考規定				
第2条	<p>本部役員候補者は、現本部役員・旧本部役員で推薦する。ただし、副会長3名～4名の内1名は教頭とする。</p>	第2条	<p>本部役員候補者は、現本部役員・旧本部役員で推薦する。ただし、副会長3名～4名の内1名～2名は教頭とする。</p>	(変更)

※書面総会にて承認されるまでは「会則(案)」として取り扱います。